

コンプライアンス 至上の時代

行政書士 林 英男氏



3

事業活動の副産物を「廃棄物」と認定した場合、次に廃棄物処理法で定める、どの「廃棄物」かの判断が必要になる。発生した廃棄物は分類によって、処理責任者、監督庁、処理のルールが異なるからだ。

まず、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。産業廃棄物とは、政令で定める廃棄物を指し、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されている。

ここで注意が必要なのは、事業所から排出された事業系の廃棄物が、すべて産業廃棄物になるわけではないという点。産業廃棄物のうち業種指定の品目(紙くず、木くず、織物、繊維、動植物関連の副産物など)は、指定業種から

排出されたものだけが産業廃棄物になる。指定されていない業種から排出された廃棄物は、同じ物であっても、「事業系一般廃棄物」となる。

指定以外の紙くずは一般に

例えば「紙くず」。「建設業、パルプ、紙又は紙加工品

の製造業、新聞業、製本及び印刷物加工業、PCB(ポリ塩化ビフェニル)が塗布又は染込んだもの」とされているので、一般事業所の不要書類は、事業系一般廃棄物になる。

適正処理の責任については、家庭から出る一般廃棄物「家庭ごみ」の処理計画策定・実施・管理の責任を市町村が負う。事業系一般廃棄物は産業廃棄物ではないため、マニフェストなどの管理は必要ないが、産業廃棄物と同様、事業者自らが処理責任を負う。

また、廃棄物のうち特に危険性の高いものとして指定された「爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康、又は生活環境に被害を生じる恐れのあるもの」は特別管理物として、より厳しいルールの下で処理を求められている。

この二つの分類により廃棄物は①一般廃棄物②特別管理物③産業廃棄物④特別管理産業廃棄物の四つのカテゴリーに分かれる。

業務遂行場所の許可が必要

トラック業者が行う産業廃棄物収集運搬業の許可・届出及び監督を担当する行政機関は、都道府県及び政令で指定する市政令指定都市・特例市・中核市その他尼崎市、大牟田市、佐世保市を含め全国百九の許認可庁になる。

業務を遂行する上では、産業廃棄物の積載(事業者の排出)場所、引き渡し(委託処分)場所、積み替え保管場所すべての許可が必要となる。

許可要件及び業務監督は、廃棄物処理法の下、各許

認可庁にて制定された条例及び規則によって定められている。公害問題や不法投棄などで社会問題となった地域やその周辺の許認可庁は、地域住民の要望に沿っていくなかで、厳しい要件を課している。

問い合わせは林行政書士事務所まで。電話086(27

3)8844。

危険度・地域により要件厳しく

廃棄物の分類と業務場所